

産休育休制度を活用した弁護士・弁理士が語る 「産休育休座談会」を開催

TMI 総合法律事務所（所在地：東京都港区、代表：田中克郎）の DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）委員会は、2025 年 10 月 28 日（火）、当事務所内にて、若手の弁護士・弁理士に向けた「産休育休座談会」を開催しました。



左から DE&I 委員会の大越弁護士、登壇者の弾塚弁護士、斎藤弁理士、稲葉弁護士、大矢弁護士

当事務所では、2024 年 10 月に弁護士・弁理士が出産・育児に伴う休暇を取得する際に経済的支援を行う制度を発足させました。男女問わず若手弁護士・弁理士を中心に積極的な利用が進み、2025 年 10 月末時点で 17 名（男性 9 名、女性 8 名）が本制度を活用しています。本座談会には、産休育休制度を活用し、キャリアを継続しながら子育てをしている弁護士・弁理士の男女 4 名が登壇し、産休育休取得までの経緯や休暇中の自らの経験や思いを語りました。

1 か月間の育児休暇を取得した弾塚寛之弁護士は、「育休期間中に育児と向き合うことができ、父としての自覚も芽生えた。男性にも気兼ねなく制度を活用して欲しい」と語り、より積極的な活用を後押ししていました。

また、制度を活用しながら約 1 年間の産休育休を取得した斎藤真理弁理士は、「休暇中は、出産や育児、仕事復帰への不安が絶えないが、経済的支援があることで安心して過ごすことができた」と振り返りました。

稲葉大輔弁護士も、自身が 1 か月間の育児休暇を取得した経験から、「事務所の男性メンバーが育児に参加しやすい雰囲気により一層事務所に広がれば良いと思う」と述べました。

3 か月間の産休育休を取得した大矢恵理弁護士は、「育休期間は心身ともに大変であったが、子育てに集中する貴重な時間だった。男女関係なく、子育てと仕事の両立を不安に思う人もいるかもしれないが、事務所として助け合いながら頑張っていきたい」と語りました。

さらに参加者からの質疑応答では、産休育休制度をより充実した内容とするための活用方法や、今後の制度の発展についても活発な意見交換がなされ、参加者で新たな気づきを得る機会となりました。

■吉井久美子弁護士 コメント（本座談会企画者 兼 DE&I 委員会メンバー）

「出産・育児に伴い休暇を取得するにあたっては、一緒に仕事をしている仲間とともに、状況を理解し合い、支え合うことが大切です。座談会には、若手弁護士・弁理士の他、先輩弁護士・弁理士も多数参加していただき、活発に議論していただき心から感謝しております。この制度の活用を通じて、仕事（ワーク）も育児（ライフ）も両方ともが大切な学びであり、経験であると認識する機会となり、コミュニケーションが増えればとても嬉しいです。これからも皆さんとお互いを尊重し支援する環境を一緒に作っていきたいです！」

当事務所では、多様なバックグラウンドを持つ弁護士・弁理士・スタッフが、それぞれの強みを活かして活躍できる環境づくりを重要な施策の一つと位置づけています。今後も、キャリアとライフスタイルの両立を支援する取り組みを継続・拡充してまいります。

■TMI の DE&I 宣言 <https://www.tmi.gr.jp/about/diversity.html>

■過去のイベント実績

2023 年：「ML Woman」（Morgan Lewis × TMI 共同開催）

テーマ：働き方・ワークライフバランスに関するパネルディスカッション

2024 年：「WBB（Women Bengoshi Benrishi）」

テーマ：女性弁護士・弁理士の働き方やキャリア形成についてのグループディスカッション

2025 年：「子連れ留学座談会」

テーマ：小さな子どもを育てながら海外での留学・研修を経験した弁護士・弁理士によるセッション

TMI 総合法律事務所

TMI 総合法律事務所（東京都港区、代表：田中克郎）は、1990 年に創立され、国内業務と渉外業務の双方の領域で豊富な経験を積んだ弁護士 675 名、弁理士 102 名（2025 年 11 月 1 日時点）が在籍し、スタッフを含めると 1,300 名を超える日本最大級の法律事務所です。国内 8 か所、海外 19 か所に拠点（現地デスクを含む）を構えるグローバルファームとして、国内外で企業・団体・地域に密着したリーガルサービスを提供しています。法律事務所でありながら、自らベンチャーの設立や地方自治体とのデジタル化協定を締結するなど、創立以来、常に新しいチャレンジを続けてきました。今までにない新しい法律事務所や弁護士像・弁理士像を追求し、クライアントの幅広いニーズに対して即時にソリューションを提案できるチャレンジングな総合法律事務所を目指しています。

事務所 HP：<https://www.tmi.gr.jp/>

お問い合わせ

TMI 総合法律事務所 広報担当弁護士：長田 旬平（第一東京弁護士会）

TEL：03-6438-5356（広報部門代表） FAX：03-6438-5522 E-mail：PR@tmi.gr.jp